


こども家庭庁より(2文書)発出について

こども家庭庁成育局母子保健課より

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部改正について、別添の通り周知依頼の事務連絡がございましたので、お知らせいたします。

 [「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の一部改正について（通知）](#)

 [倫理指針（新旧対照表）](#)

 [施行先一覧](#)

なお、ミトコンドリア病に関する受精胚核置換研究については、

「特定胚の取扱いに関する指針」（平成31年文部科学省告示第31号）において、研究用新規胚の作成を可能とする改正を行い、

令和6年2月9日付けで告示・適用したため、詳細については下記の文部科学省ホームページを参考することをお願いしたいとのことです。

URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01338.html

ご不明な点等ございましたら、下記担当窓口へお問合せください。

こども家庭庁成育局母子保健課 科学技術係

TEL：03-6862-0518

MAIL：boshihoken.kagi@cfa.go.jp